

「GMP 調査員募集要領」

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会

〒162-0842 東京都新宿区市谷砂土原町 2-7-27

健康食品製造所等のGMP認定に係る調査員（GMP調査員）を募集します。

GMPとは、Good Manufacturing Practice（適正製造規範）の略で、健康食品の原材料の受け入れから製造、出荷まですべての過程において、製品が「安全」に造られ、「一定の品質」が保たれるようにするための製造工程管理基準のことです。

健康食品のGMP認定は、消費者庁の「錠剤、カプセル剤等食品の原材料の安全性に関する自主点検及び製品設計に関する指針（ガイドライン）」及び「錠剤、カプセル剤等食品の製造管理及び品質管理（GMP）に関する指針（ガイドライン）」についてに基づいて、民間の団体である第三者機関が、申請のあった健康食品製造会社の製造所ごとに調査、審査をし、客観的に認定を行う認証制度です。

1. 主な業務内容

- (1) 健康食品の製造所におけるGMPの適合性の調査
 - ・書類調査・実地調査及び報告書の作成
 - ・GMP認定の適否を審査する審査会へ出席し、担当製造所について調査結果を説明
- (2) 製造所の中間実地調査
- (3) 認定申請予定製造所のコンサルティング
- (4) 調査員会議への出席(年2回程度)
- (5) その他GMP認定に付随する事項

2. 応募資格

GMP関連業務経験者で次に該当する者

- (1) 食品関連企業に所属していない者
- (2) 医薬品GMP適合性調査員として3年以上の経験を有する者又は製薬企業等で、製造管理部門、品質管理部門、品質保証部門、研究開発部門等で原則として2部門以上で4年以上の経験があり、GMP関連業務の経験を有する者
ただし、当該現職を離れてから原則10年以内とする。

なお、年齢は70歳ぐらいまでのの方で、性別不問

3. 報酬等（源泉徴収税込）

- ・1製造所の認定調査（書類調査及び実地調査）につき
70,000円～100,000円
(1製造所の調査期間は6カ月～10カ月 通常は年に3～4件を並行して担当)
- ・製造所の中間実地調査 35,000円 (8から10件/年)
- ・認定申請予定製造所のコンサルティング 15,000円～
- ・審査会等への参加 10,000円
- ・全ての業務について宿泊が伴う場合には協会規定の宿泊費、交通費の実費を支給

4. 基本的な業務時間

実地調査は1日～1.5日(宿泊あり)、コンサルティングは半日、審査会等への出席は2時間～4時間、それ以外は自宅業務

5. 業務地

実地調査等は申請製造所、書類調査及び報告書作成は自宅とする。

6. 任期

任期は2年とし、再任については協会が判断する。

7. 応募方法と採用のプロセス

履歴書、職務経歴書を郵送ください。

書類選考の上、後日面接日時を連絡します。

一次選考 書類審査

二次選考 面接(原則、面接時の交通費の支給はしない。)

8. 協会概要

[理事長] 矢島 鉄也

[設立] 1985年4月1日

[事業内容]

・健康食品及び原材料GMPガイドラインの策定及び製造所認証制度の運用・普及

・機能性表示食品の届出支援・普及

・認定健康食品の規格基準の策定及びJHFAマーク認定制度の運用・普及

・安全性自主点検認証制度の運用・普及

等

9. その他

・業務は自宅PCのメールによるやり取りが必須となります。

また、調査は2人から3人の複数で担当します。

・提出いただいた書類は、採用審査の用途に限り使用され、応募の秘密は厳守いたします。

＜応募先＞

〒162-0842 東京都新宿区市谷砂土原町2-7-27

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会

健康食品部 GMP事務局

電話: 03-3268-3131

メール: kenshoku@jhnfa.org

(作成 2018.5.7)

(改訂 2025.4.8)